

小出特別支援学校学校給食運搬業務委託契約書（案）

新潟県立小出特別支援学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、新潟県立小出特別支援学校の学校給食の運搬に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務の名称 学校給食運搬業務委託
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の額）

第3条 第1条に定める業務の委託料は、次のとおりとする。

1日当たり 円（うち消費税及び地方消費税 円）

（委託料の支払い）

第4条 委託料は、前条の1日当たりの単価に、その月の実績回数を乗じて得た額に消費税を加算した額を毎月の委託業務終了後に支払うものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料の支払いを受けようとするときは、業務報告書及び請求書を甲に提出するものとし、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ若しくは譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号の一に該当事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める条項を履行しないとき又はこの契約に違反したと

き。

- (2) 乙が故意又は過失により、甲に損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由により、乙が甲に対し契約解除を申し出たとき。
 - (4) 甲の委託方針が変更されたとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害を生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除するときは、あらかじめ1か月前に、相手方に通告しなければならないものとする。

第7条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第65条から第67条の規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴

力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害の負担）

第8条 委託業務の実施について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- 3 乙が、委託業務を実施するに当たって、乙の従業員に災害、その他事故が発生しても、甲はその責めを負わない。なお、天災地変その他やむを得ないものと発注者が認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第9条 乙は、この契約に定める委託契約を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に対する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないものと甲が認めた場合は、この限り

でない。

(法令の遵守)

第10条 乙は、道路運送車両法その他関係法令を遵守し、事故のないよう委託業務を遂行する責任を負うものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約書に関して疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議して、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

甲 新潟県魚沼市十日町 1738-2
新潟県
新潟県立小出特別支援学校
校長

乙

学校給食従事者 健康状態記録表

施設長	栄養教諭等

月分

氏名

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
<input type="checkbox"/> 本人・同居人は下痢をしていない。																
<input type="checkbox"/> 本人・同居人に発熱、腹痛、嘔吐はない。																
<input type="checkbox"/> 本人や同居人に、法的伝染病、 又は保菌者、その疑いがあるものはいない。																
<input type="checkbox"/> 手指、顔面に傷はない。																
<input type="checkbox"/> 手指、顔面にできものはない。																
<input type="checkbox"/> 出勤前の体温																
<input type="checkbox"/> その他																
<input type="checkbox"/> 異常があった場合2,3の対応をした。																

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
<input type="checkbox"/> 本人・同居人は下痢をしていない。																
<input type="checkbox"/> 本人・同居人に発熱、腹痛、嘔吐はない。																
<input type="checkbox"/> 本人や同居人に、法的伝染病、 又は保菌者、その疑いがあるものはいない。																
<input type="checkbox"/> 手指、顔面に傷はない。																
<input type="checkbox"/> 手指、顔面にできものはない。																
<input type="checkbox"/> 出勤前の体温																
<input type="checkbox"/> その他																
<input type="checkbox"/> 異常があった場合2,3の対応をした。																

1、健康記録は朝礼前に記入しておく。各項目ごとに異常が無ければ○、異常がある時は×をつけ、状況を記入する。

2、朝礼時、全員の健康状態を確認し、異常がある人は調理作業には従事せず、下処理作業をする。手指に傷のある人は使い捨て手袋をして下処理作業をする。

3、感染症またはその疑いがある者は医療機関に受診する。

検便提出日	陰性	陽性
月 日 ()		
月 日 ()		